

告 示

埼玉県告示第六百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和七年九月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県狭山市大字堀兼字上榛二四四〇番二

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅